

事務連絡
令和5年11月15日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局） 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律による改正後の旅館業法等に係る研修ツール等について

生活衛生関係営業への取組につきましては、平素より、御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「改正旅館業法の円滑な施行に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、添付のとおり、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第52号。以下「改正法」という。）による改正後の旅館業法等の内容に関する研修ツール等を別添1から4までのとおり作成し、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>）に掲載しましたので、情報提供いたします。

また、改正旅館業法に関する英語のページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188046_00010.html）も作成しておりますので、併せてお知らせいたします。

なお、今後厚生労働省ホームページにおいて準備が整った情報や資料などを掲載していきますので、あわせて申し伝えます。